

議第7号

平成30年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成30年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,325,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成30年2月16日提出

京都市長 門川大作

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 209,010
	1 使用料 2 手数料	209,000 10
2 府支出金		10,100
	1 府補助金	10,100
3 財産収入		38
	1 財産運用収入 2 財産売払収入	32 6
4 繰入金		464,032
	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	464,000 32
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		77,819
	1 雑収入	77,819
7 市債		564,000
	1 市債	564,000
歳 入 合 計		1,325,000

歳 出					
款	項		金 額		
1市場・と畜場費			千円 1,325,000		
	1	中央卸売市場・と畜場費	550,434		
	2	市場整備費	588,109		
	3	公債費	185,957		
	4	予備費	500		
歳 出 合 計			1,325,000		
第2表 市 債					
起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第二市場施設整備費	千円 564,000	発行額が面額と発行額を埋める必要に発行価格は、その減額をこれに算した額	証券発行（他の公共のものを又借よる） （地方団体を含む） （地方団体発行） （消費貸）	% 8.0以内 ただし、利率見直しを要する場合は、直ちに利率を直率	起債の日から償還期満まで40年以内の期間に、その償還方法を定める。ただし、他の償還方法によっても償還することができる。